

クラス編制の諸問題



安藤 寿美江

一、編制の基準

クラス編制に関し、学校教育法には「幼稚園に入園できる者は、満三才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。」と示され、また設置基準には「同年令の幼児をもって同じ学級とすることを原則とする。」と指示されている。

したがって、三才から四才までが第一年、四才から五才までが第二年、五才から六才までが第三年というように年令別の学級編制が原則である。

また、「一学級の幼児数は四十人以下を原則とする。」と示されているが、これは教育効果をあげるための一学級の幼児数としては最大限であり、したがって最低基準を示すものである。

なお、年令別の一学級幼児数は示されていないが、教育上望まし

いのは、三才児は一〇人～一五人、四才児は二〇人～三〇人、五才児は三〇人～三五人であろう。

二、編制の現状

ところが幼稚園教育がまだ義務制まで発展していないこと、したがって随時入園をみとめないわけにいかないし、また、三才から三年間在園する幼児は少なく、大部分が一年保育ないし二年保育のため、学年制のとりにくい現状である。

また、実際には、学級の幼児の発達の程度と、幼稚園での教育経験の多少、教員の教育経験の多少、教育指導力の良否、保育室その他の施設・設備・教具などの状態などによって変わらなければならぬ。例えばある学級では二〇人でも最大限と考えられる場合もある。

ろうし、またある学級では三二人が最大限と考えられる場合もあろう。

なお、この問題には、最近の出生率の低下による幼児数の減少、あるいは都心地におけるビル建設に伴う住宅の郊外移動なども大いに影響があると思われる。そのため各年令別に学級編制する程、入園する幼児がいない地域もある。

以上のようないろいろな理由で正常な学級編制ができず、しかも保育効果をあげるために頭を悩ますところが年々増加しつつある現状である。

次にこうした園の中から保育室の広さやその他の施設、設備、教員の資質などは各級大体同じ条件と考えられるのに、特殊な編制をしている一、二の園の例をあげてみよう。

(一) 人数の不平等な場合

四才児 (二年保育年少)	三六名
五才児 (一年保育)	一六名
五才児 (二年保育年長)	二八名

このK園では、これらの幼児をそのまま、年令別、教育経験別に三級編制としている。第三者としてみたとき、前に述べた通り他の条件が大体同じであるとするとき、最も手のかかる四才児が最も人数の多いということは、担任の負担の上でたいへんアンバランスに

思われる。同年令、同経験別のクラス編制に徹底した点はまことに敬服するが、職員相互の関係に難点はなからうかと不安が持たれる。しかし、こうした第三者の心配は不用のようである。というのは、この園では学級編制上のこうしたアンバランスについては長期計画を立てているのである。つまり、前年度多人数学級を担任した教師は、今年度は少人数学級を担任するというたてまえになっているのである。その上、主任教諭は学級を持たず、多人数学級の補助者として協力する体制をとっている。これなら問題はないであろう。なる程とうなずかれる。

(二) 極少人数級の場合

三才児 (三年保育)	一二名
四才児 (二年保育年少)	四
三才児 (二年保育年長)	九
五才児 (一年保育)	一〇
五才児 (二年保育年長)	一九名

このT園ではやはり年令別に三つの級に編制し、主任教諭を含めて三人の教師がそれぞれ担任している。四才児級、五才児級は同年令ではあるが、質的には混合組である。

この園の問題は四才児六名の極少数級である。六名中、女児は二名で、特別の問題児もなく、静かなおとなしい幼児ばかりだそうである。したがって、毎日けんかもなく、六人の結びつきが密で、よくあそぶそうである。こうした点ではまことに理想的なクラスの下

うであるが、担任としては、余りに静かで、何かもの足らず張り合
いが無いとなげいている。四十数名の多人数級にくらべまことに
もったいないような話であるが、この何かものたりないというあた
りに小人数級の問題がある。

幼児教育が幼児の個人の完成ということに重点がおかれ、対一
の個別指導を中心とした時代では幼児数は少ない程その効果をあげ
ることができたであろう。ところが新しい教育では個別指導では
なく、個人差に應ずる教育が重んじられるようになった。個人差に
應ずる教育とは個別指導のように個々別々に幼児を指導したのでは
到底その目的を達することはできない。幼児の個性はその社会生活
を通してのみ形成されるからである。幼児の社会的態度や生活習慣
は、集団生活の経験のなから助長されるのである。したがって集
団としての雰囲気の出でこない僅か数人の学級では家庭生活といた
して変わりはなく集団生活の基礎を培う幼稚園教育の根本的なもの
が欠けることになる。

こうした欠陥を補うためには、むしろ、五才児級と混合にした方が
よいかもしれない。人数を平等にするためには三才児との混合が
考えられるが、これは発達的にみて無理であろうし、人数も三才児
級として適当なところである。

(三) 多人数級の場合

以上のような極少数級のある一方、四十数名というような多人数
級もある。これは居住者の割に幼稚園の少ない地域や、進学のため
の学校選択に伴う区域外からの入園者の多い園にみられる。これも
幼稚園としては正常でない特殊な編制で、幼児教育にとつて望まし
くない現状である。たとえ同年令であっても四十名をこえると、教
師の指導技術は最高度に要求される。教師の手がひとりひとりい
きわたるようになるにはたいへんな努力である。多人数の幼児をし
っかり掌中に握ろうとするととかく指導が一斉的に傾き、かたくな
にのびのびさせようとすると、まとまりがなくなりがちである。また、自由
になり、落ちつかない上すべりの保育に陥りやすい。いずれにして
も多人数編制には問題が多い。

(四) 混合組の場合

以上、特殊な編制の現状について二、三の例を述べたが、いろい
ろな事情から混合組編制を余儀なくおこなっている園も相当多い現
状である。全国的にみると私立ははつきりしないが、公立一パー
セント、国立六パーセント、東京都心の公立は全国平均をはるかに
上まわっている。

四月の入園期における幼児をその年令および教育経験によって分
類してみると、次の六通りになる。(1)三才児の一年目、(2)四才児の

一年目、(3)五才児の一年目、(4)四才児の二年目、(5)五才児の二年目、(6)五才児の三年目。

これら六種類の幼児が、それぞれ適当な人数で六通りのクラス編制ができれば問題はないわけである。しかし、これらのすべて、あるいはいくつかの種類と、人数もまちまちの幼児を、限られた施設、設備、職員定数などにらみ合わせて編制するところにやむを得ず混合組の生まれる原因がある。同年令でさえ、個人差の多い幼児期であるから、その上年令差の加わる混合組編制は指導上、幾多の困難を伴うからできればさげたいところである。そうかといって同年令別編制に徹すれば、前述したような極少組級や多数級などの、また別の問題を持つ特殊な級編制をまぬがれないことになる。

そこで最も一般におこなわれて妥当性もある混合組編制は、三才児と四才児のおそい生まれ、あるいは五才児と四才児の早い生まれというように同年令編制に最も近い分け方をすることであろう。

三、クラス編制の方法

正常な同年令のクラス編制にしろ、特殊な混合組編制にしろ、一般的には次のような方法がある。

(1) 生年月日順

同年令あるいは全園児を生年月日順に並べ、組数に応じて三つな

り、四つなりに割っていく方法である。

(2) 均等割

同年令の場合には入園調査の結果により、評価されたA・B・C各段階の幼児が、どの組にも大体同人数ずつ配分される方法で、各級が大体等質になるような分け方である。混合の場合には、各年令の幼児が同数ずつ各級に配分されるわけである。

(3) 能力別

入園前の環境調査、あるいは入園後二週間位の実態調査の結果、年令にかかわらず集団生活適応への能力に応じて編制する。ある期間を経過してその効果がみとめられたら、他の編制にかえる。

(4) 地域別

地域により、年令を混合して編制する。

以上、クラス編制の方法について一般的な場合を二、三あげたが、これらはそれぞれ一長一短あり、また各園の実状も異なるから、一概に良否をきめるわけにはいかない。

要は、園の実態（幼児の類別、人数、教師の質および人数、施設、設備など）に即し、個々の幼児が年令に応じ、発達に応じた集団の中のびのびと成長できるよう、最善の考慮をはらうべきであろう。

（東京都指導主事）